

## <報道発表資料>

---

令和3年7月15日

### 令和2年度の労働相談の状況について

埼玉県では、労働者や使用者が抱えている問題について適切なアドバイスを行う労働相談を実施しています。令和2年度の相談状況を取りまとめましたので公表します。

#### ●概況

令和2年度の相談件数は5,153件で、前年度と比べて2.4%、122件の増加となりました。このうち、新型コロナウイルス感染症に関連した相談は944件で、全体の18.3%を占めました。

#### ●特色

相談内容では、事業所の休業に伴う賃金の取扱いや経営環境の悪化による解雇など新型コロナウイルス感染症の影響によると考えられるものが多くあり、「賃金」、「解雇、退職勧奨」に関する相談が増加しました。一方、パワハラやいじめなどの「職場の人間関係」に関する相談は減少しました。

#### 1 主な相談内容別件数

①賃金	677件	(令和元年度	649件)
②職場の人間関係	553件	(同	624件)
③解雇、退職勧奨	481件	(同	416件)
④労働保険	470件	(同	368件)
⑤退職、退職金	467件	(同	511件)
⑥労働時間、休日・休暇	445件	(同	488件)

※ 上記のうち、新型コロナウイルス感染症に関連した主な相談

・賃金	310 件
・解雇、退職勧奨	100 件
・労働時間、休日・休暇	94 件

## 2 相談者の内訳

正規労働者	2,445 件（全体の 47.4%）
非正規労働者	1,900 件（同 36.9%）
使用者	255 件（同 4.9%）
その他（求職活動中など）	553 件（同 10.7%）

## 3 相談方法別件数

電話	4,506 件（全体の 87.4%）
来所	140 件（同 2.7%）
電子メール	499 件（同 9.7%）
その他（郵便等）	8 件（同 0.2%）

（参考）

- ・ 相談件数の推移、内容別相談件数
- ・ 相談事例
- ・ 埼玉県労働相談センターについて

(参考)

## 1 相談件数の推移

年 度	相談件数
平成 28 年度	5,814 件
平成 29 年度	5,972 件
平成 30 年度	5,477 件
令和元年度	5,031 件
令和 2 年度	5,153 件

## 2 内容別相談件数

相談内容	令和 2 年度			令和元年度	
	相談件数	構成比	前年度比	相談件数	構成比
労働組合及び労使関係に関する事	22	0.4%	△8.3%	24	0.5%
労働条件に関する事	2,609	50.6%	△1.0%	2,635	52.4%
就業規則	66	1.3%	△13.2%	76	1.5%
賃金	677	13.1%	4.3%	649	12.9%
労働時間、休日・休暇	445	8.6%	△8.8%	488	9.7%
安全衛生	86	1.7%	36.5%	63	1.3%
解雇、退職勧奨	481	9.3%	15.6%	416	8.3%
退職、退職金	467	9.1%	△8.6%	511	10.2%
その他（労働条件の明示義務等）	387	7.5%	△10.4%	432	8.6%
雇用に関する事	275	5.3%	12.2%	245	4.9%
職業能力開発に関する事	5	0.1%	400.0%	1	0.0%
勤労者福祉に関する事	503	9.8%	24.8%	403	8.0%
労働保険	470	9.1%	27.7%	368	7.3%
その他（福利厚生、年金等）	33	0.6%	△5.7%	35	0.7%
男女雇用機会均等に関する事	139	2.7%	47.9%	94	1.9%
外国人労働者問題に関する事	21	0.4%	200.0%	7	0.1%
その他の問題に関する事	1,579	30.6%	△2.7%	1,622	32.2%
職場の人間関係	553	10.7%	△11.4%	624	12.4%
その他（業務請負、各種問合せ等）	1,026	19.9%	2.8%	998	19.8%
合 計	5,153		2.4%	5,031	

### 3 相談事例

#### ○事例1（賃金）

パチンコ店で働く女性からの相談。緊急事態宣言後、休業要請を受けて店が休業しており、アルバイトができない。賃金の取扱いはどうなるのか。

#### ○事例2（職場の人間関係）

医療関係で働く男性からの相談。上司から連日大勢の前で叱責を受ける等のパワハラ行為を受け、うつ病を発症して休職となった。

#### ○事例3（解雇）

製造業で働く女性からの相談。新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少し、解雇を言い渡された。

#### ○事例4（労働保険）

建設業で働く男性からの相談。工事現場で業務中に肩を骨折したが、会社から「補償するから労災にしないでくれ」と言われた。

#### ○事例5（退職）

介護施設で働く男性からの相談。退職を願い出たところ、「後任者が決まり、引継ぎができるまでは退職を認められない」と言われた。

#### ○事例6（労働時間）

飲食店で働く女性からの相談。所定労働時間を過ぎてから在庫管理を命じられ、1～2時間くらいサービス残業をさせられている。

\*相談内容はプライバシー保護のため、事業所及び個人を特定されないようになっています。

●埼玉県労働相談センターについて

・場 所 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 県庁第 2 庁舎 1 階

・電話番号 048-830-4522 (直通)

・電話相談：月～金曜 (年末年始・祝日等を除く。)

午前 9 時～午後 5 時

(受付) 午前 9 時～午後 4 時 30 分

・面接相談：月～金曜 (年末年始・祝日等を除く。)

午前 9 時～午後 5 時

(受付) 午前 9 時～午後 4 時

※ 弁護士による特別労働相談 (毎週金曜日午後：面談、要予約) も行っていますので御利用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/rodo/rodosodan/>

○SNS による情報提供

・ツイッター [https://twitter.com/sai\\_rodosodan](https://twitter.com/sai_rodosodan)

・フェイスブック <https://www.facebook.com/pref.saitama.rodosodan/>